

「中間取りまとめ」への 対応について

有機農業関連の 令和2年度概算要求等の状況

令和元年9月
農林水産省

果樹・有機部会（有機関係）の審議の経緯

果樹・有機部会（有機関係）は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条3項の規定に基づき、農林水産大臣が定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。現方針は平成26年4月公表。）の変更に向けた意見の諮問を受け、以下のとおり審議。

平成30年	12月17日	第1回部会（生産者ヒアリング）
平成31年	1月21日	第2回部会（流通・加工・小売事業者ヒアリング）
	3月6日	第3回部会（論点整理）

※ 審議の過程で、「詳細に基本方針について議論するというよりも、有機農業を推進するにはこのような点を考慮すべきではないかという意見をまとめる形とする」ということとなり、第4回部会で中間取りまとめを実施。

4月8日 第4回部会（中間取りまとめ）

中間取りまとめでは、以下のとおり、農林水産省に対し「有機農業の推進の枠組み」を整理するよう記載。委員からは、スピーディに整理を行うべき等との御発言。

中間取りまとめ

有機農業推進の枠組み（有機農業推進の目的や関連制度など）は、有機農業推進に関する基本的な方針の策定の前提となることから、本部会としては農林水産省に対し、広く現場の関係者からのヒアリング等を通じ、まずはこの枠組みについて整理することを求め、部会の審議は、この整理が行われるまでの間一旦休止する。

中間取りまとめに対する概算要求等での対応の概要

農林水産省では、都道府県、有機農業関係団体、農業者、関連事業者等との意見交換を実施。

【ヒアリング実績】 令和元年5月～8月

- 都道府県 (46)
- 市町村、J A (21)
- 有機農業関係団体 (9)
(生産関係団体、流通関係団体、学会、有機認証機関等)
- 農業者 (14)、関連事業者(流通、小売事業者等) (10) 等

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)にて、「国際水準の有機農業を推進する。」と整理。

8月末、令和2年度概算要求を実施。

本要求については**財務省と協議中**であるが、今回部会では、本要求も含め、生産～流通～消費までの諸課題への対応状況等について御報告する。

生産～流通～消費までの諸課題に対する概算要求状況について

中間取りまとめの論点（生産～流通～消費までの諸課題）に対応し、以下のように令和２年度予算を要求。また関連した取組（赤字）を実施。

中間とりまとめにおける議論のポイント	令和２年度概算要求等での対応状況
【有機農業に取り組む生産者の人材育成】 ➤ 新規参入者に対する技術的・経営的なサポートを通じ、有機農業への参入のハードルを下げる仕組みを検討すべき。	➤ 都道府県が、<u>国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について、農業者に指導・助言を行う人材</u>（有機農業指導員）を<u>育成し、現地指導を行う事業</u>を要求。 ➤ 新たに有機農業に取り組む農業者が、<u>有機JASの制度に関する研修受講等を支援</u>する事業を要求。
【有機農業に取り組む生産者の相互連携】 ➤ 自治体やJAなどとも連携し、有機農業に地域で取り組むことを支える仕組みを検討すべき。	➤ 発展状況に応じて、<u>有機農業者のネットワークによる、有機ビジネス実践拠点の育成・強化</u>を行う事業を要求。 ➤ 有機農業を生かして地域振興につなげている市町村等の相互の交流や連携を促す「<u>有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク</u>」を、<u>令和元年八月に設立</u>。 ※ <u>本ネットワークと連携したセミナー開催等を行う事業</u>を要求

中間とりまとめにおける 議論のポイント	令和２年度概算要求等での対応状況
【有機農業関係の技術開発】 ➤ 雑草対策等をはじめ、有機農業の栽培技術の開発や育種、地域での技術導入・実証を推進すべき。	➤ 雑草対策など、<u>各地に共通する生産技術課題に対する実証、成果の普及</u>を行う事業を要求。 ➤ 有機ビジネス実践拠点の育成・強化を推進するため、<u>栽培技術向上に向けた研修会等の開催を支援</u>する事業を要求。
【有機農業に適した農地の確保・集団化】 ➤ 有機農業が行われる農地の団地化を推進していく仕組みを検討すべき。	➤ 農地バンクが借受希望者のニーズに対応した農地をマッチングできるよう、<u>借受公募申込書で、詳細な希望条件</u>（例えば、農作物栽培高度化施設の設置が可能な農地、有機農業が可能な農地、樹園地への転換が可能な土地等）<u>を把握するよう、</u>本年７月、<u>農林水産省より各都道府県等へ通知を発出。</u> ➤ 市町村等が、複数の<u>耕作放棄地等をまとめ、有機JASほ場に転換する試行的取組を支援</u>する事業を要求。

中間とりまとめにおける 議論のポイント	令和２年度概算要求等での対応状況
【生産者と事業者の連携による販路開拓や流通の合理化】 ➤ 安定的でニーズに応じた生産や供給を推進するため、有機農業に取り組む生産者と加工事業者や流通事業者等との連携を促していくべき	➤ <u>有機農業者のネットワークによる、有機ビジネス実践拠点の育成・強化</u>を行う事業を要求。 ➤ 販売戦略を企画・提案する<u>オーガニックプロデューサー派遣や、実需者との円滑や商談を支援</u>する事業を要求。 ➤ <u>各地に共通する流通技術課題に対する実証</u>、成果の<u>普及</u>を行う事業を要求。 ➤ <u>集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入</u>事業において、有機農業に関する優先枠を要求。
【消費者への情報伝達や理解確保等の取組について】 ➤ 有機農業をわかり易く位置づけ、エシカルな面を含むその価値を消費者にわかり易く伝える取組みを推進すべき。	➤ 有機農業や有機食品に関わる<u>多様な民間事業者に対し研修を行い、国産有機農産物の理解者として育成</u>する事業を要求。

中間とりまとめにおける 議論のポイント

令和2年度概算要求等での対応状況

【消費者への情報伝達や理解確保等の取組について】

- 有機農産物の需要を喚起していくことも検討すべき。

- 国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携し、国産有機食品に対する消費者需要を喚起する事業を要求。
- 有機加工食品規格のや取組事例等に関する講習会を通じ、国産有機農産物の加工需要を拡大する事業を要求。
- 有機農産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証取得、輸出向け商談、商品開発等を支援する事業を要求。

概算要求の状況（環境保全型農業直接支払について）

環境保全型農業直接支払については、以下のように令和2年度予算を要求。

概算要求PR版より抜粋

< 事業の内容 >

1. 環境保全型農業直接支払交付金

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(環境負荷低減に資する活動)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

< 事業イメージ >

▶ 全国共通取組

有機農業

「国際水準の有機農業」（有機JAS規格）の水準に合致していることが確認されている取組
有機JAS認証とは別に、国際水準の取組であることを確認する方法として「参加型認証システム」を導入します。



カバークロップ

堆肥の施用

リビングマルチ

草生栽培

他

5割低減の取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

支援対象となる取組

交付単価

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	14,000円 (3,000円)
カバークロップ	6,000円
堆肥の施用	4,400円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【参考】環境保全型農業直接支払における有機農業取組水準の確認手法に関して

食料・農業・農村政策審議会 果樹・有機部会（有機関係第2回：平成31年1月21日）資料より

参加型認証（PGS）について

- PGS は、IFOAM（国際有機農業運動連盟）において、以下のとおり定義。
「PGSは地域に焦点を当てた品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証する。」
- 具体的には、第三者認証より価格を抑え、資料作成の手間を抑制するため、生産者や消費者が参画し取組水準の決定や、生産の確認等も実施。
- 有機生産の技術的水準は、有機JASなど各国で認められている有機認証基準と同様とすることが可能であり推奨されている。

IFOAM「PGS Guideline」、日本有機農業研究会「参加型保証システム(PGS)ガイドライン」に基づき、農業環境対策課とりまとめ

各国のPGSについて

- IFOAMでは、IFOAMの加盟団体が行うPGSで、有機農業の取組水準がIFOAMの認めるもの同等（欧米や有機JAS以外に、中国やベトナムの有機認証制度を含む）である取組について認知（recognize）しており、2018年12月時点で、全世界で8つのPGSが認知されている。
- 有機JASと同等の取組水準を採用した「オーガニック雫石」（岩手県雫石町）のPGSも、2018年12月にIFOAMに登録（その他、米、仏、仏領ニューカレドニア、ニュージーランド、フィリピン、スリランカ、ベトナムの各1箇所のプログラムが認知されている）。
- これ以外に各国や各地域で取り組まれているPGSがあり、43カ国で127のPGSが運用（2018年2月時点）

IFOAMのホームページ（<https://www.ifoam.bio/en/ifoam-pgs-recognition>）、及びIFOAM「PGS Guideline」、日本有機農業研究会「参加型保証システム(PGS)ガイドライン」に基づき、農業環境対策課とりまとめ